

作りませんか？

マイナンバーカード

マイナンバー
カードをまだ
お持ちでない方へ

申請促進キャンペーンを実施します！

期間：令和3年10月1日～令和4年2月28日(最長)

新規申請で **QUO カード(1,000 円分)** を進呈！

1,500 人
到達次第
終了します

※カードを郵送で受け取る方法で窓口申請された人、または出張申請会場でカード申請された人を対象



活用の幅が拡大しているマイナンバーカード！
木曜日時間外や第2・4日曜日、出張会場でも申請できます。
まだお持ちでない方は、この機会に作りませんか？

- 顔写真付きの本人確認書類になる！
- マイナンバーを示す書類として使える！
※奨学金の申請・就職や転職時などに必要
- 健康保険証として利用できる！
- コンビニで住民票などが取得できる！ など

【キャンペーン対象の申請方法(いずれか)】

◆市役所窓口・関支所窓口で申請

◆出張申請会場で申請

とき 令和3年10月24日(日) 午前9時30分～午後3時

ところ 青少年研修センター(亀山市若山町7番10号[市立図書館隣り])

※上記以外の今後の開催は、日時・場所が決まり次第、市ホームページ、市広報などでお知らせします。

【必要書類】

①通知カード(マイナンバーが記載された紙製のカード[薄緑色])

令和2年5月25日以降に出生などの人は「個人番号通知書」(A4用紙)

※通知カードなどを紛失された場合でも申請できます(③※印を要確認)

②住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

③本人確認書類(以下のA書類より1点、またはB書類より2点)

※通知カードなどが無い場合は、A書類1点+B書類1点、またはA書類2点が必要

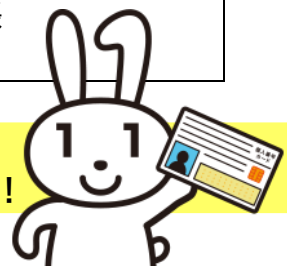


通知カード(見本)

A書類 (顔写真付きのもの)	B書類 (氏名・住所または氏名・生年月日が分かるもの)
・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・在留カード ・障害者手帳 ・旅券(パスポート) ・住民基本台帳カード(有効期限内) など	・健康保険証 ・医療費受給資格証 ・介護保険証 ・年金手帳または証書 ・母子健康手帳 ・学生証や社員証(顔写真付き) など

→必要書類が足りない場合は、キャンペーン対象外となることがありますのでご注意ください。

裏面の「キャンペーンに関する連絡事項」も見てね！



～申請に関する連絡事項～

●申請には、マイナンバーカードを作成する本人がお越しください。

※15歳未満の方や成年被後見人の方は、その法定代理人と同行してください。

●顔写真の無料撮影を行います。

※持参する写真（たて4.5cm×よこ3.5cmの証明写真）での申請もできます。

●マイナンバーカードに暗証番号を設定します（設定しないことも可）。

①署名用電子証明書の暗証番号（英数字混在で6文字以上16文字以下）※15歳以上の方のみ
e-Taxでの確定申告など、電子文書を送信する際に使用します。

②利用者証明用電子証明書などの暗証番号（数字4文字）

住民票等証明書のコンビニ交付、健康保険証としての利用登録などの際に使用します。

●マイナンバーカードをご自宅へ本人限定受取郵便（書留）で送付します。

※マイナンバーカードの受け取りに、窓口へ再度お越しいただく必要はありません。

※申請後、マイナンバーカードのご自宅への送付は1カ月程度かかります。

●申請受付日時（予約者優先）

※お待ちいただくことがないように予約をお勧めします（予約なしでも申請可）。

【平日】（市役所窓口・関支所窓口）

午前9時～午前11時30分

午後1時～午後4時30分

※木曜日は午後7時30分まで（市役所窓口のみ）

【第2・4日曜日】（市役所窓口のみ）

午前9時～午前11時30分

午後1時～午後4時30分



<電話予約>（平日の午前8時30分～午後5時）

市役所（市民課戸籍住民グループ）

☎0595-84-5004

関支所（地域観光課地域サービスグループ）

☎0595-96-1212

<インターネット予約>

[https://tmnc.task-asp.net/cu/
242101/mnr/](https://tmnc.task-asp.net/cu/242101/mnr/)



ご注意！

■申請時に必要書類が足りない場合は、QUOカードの受取対象外となることがありますのでご注意ください。必要書類などで分からないことがあれば、事前に市民課戸籍住民グループへお問い合わせください。

■QUOカードの受取対象は、マイナンバーカードを窓口で一括手続きをして郵送で受け取る方法で申請された方や、出張申請会場で申請された方です。スマートフォン等からのウェブ申請、申請書による郵送申請などで申請された方は受取対象外となりますのでご了承ください。

お問
い合
わせ

亀山市 市民課戸籍住民グループ ☎0595-84-5004（平日の午前8時30分～午後5時15分）
E-mail: koseki@city.kameyama.mie.jp